

【安芸高田市「お得に旅行券」取扱加盟店募集要項】

本募集要項は、安芸高田市「お得に旅行券」事業実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、安芸高田市「お得に旅行券」（以下「旅行券」という）を取扱うことができる事業所（以下「取扱加盟店」という）の募集を実施するものであり、募集要項に定めのない事項については、実施要綱を準用します。

◆事業概要

1. 発行者	安芸高田市
2. 事業実施者	安芸高田市「お得に旅行券」事業実行委員会
3. 発行総額	総額：5,000万円（プレミアム率約67%含む）
4. 発行内容	1枚：5,000円分を3,000円で販売
5. 発行数	10,000枚
6. 販売期間	令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）まで
7. 使用期間	令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）まで
8. 購入対象者	安芸高田市民
9. 購入制限	1人1日最大10枚 1人1日最大5枚 ※旅行券が無くなり次第、販売は終了とします。
10. 販売方法	販売窓口にて直接販売
11. 販売店舗	株式会社三矢旅行広島、有限会社タカタトラベルサービス、有限会社安芸たかたツーリスト

1 募集対象者（取扱加盟店の資格）

（1）旅行券取扱い募集対象者

- ・募集対象者は、旅行業法第3条に基づく登録を受けたもののうち、安芸高田市の事業者に限る。ただし、風俗営業等、公序良俗に反する場合・安芸高田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除きます。
- ・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じていること。

2 申請方法

- ・安芸高田市「お得に旅行券」事業実行委員会（以下「委員会」という）が指定する提出先に、別に定める取扱加盟店登録申請書を提出し、取扱加盟店としての指定を受けていただきます。
- ・申請書を提出した事業所や店舗に、委員会から確認のご連絡をすることがあります。

- ・取扱加盟店として指定された店舗は、旅行券の購入者に配布するチラシ等に掲載させていただきます。
- ・指定された事業所には、後日、旅行券の取扱いにかかるマニュアルやポスター等を送付します。

3 申請書提出先

下記の提出先にFAXまたは持参してください。（郵送も可）

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田979-2

安芸高田市商工会

安芸高田市「お得に旅行券」事業実行委員会

電話：0826-42-0560 FAX：0826-42-0243

4 取扱加盟店の負担

登録にかかる費用、使用済み応援券の換金にかかる手数料は無料です。

5 取引の対象

取扱加盟店は、旅行券を持参した消費者に対し、旅行券の有効期限である令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）までの期間に限り、取扱加盟店が扱う商品の販売や、サービス等の提供をしなければなりません。

また、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- (1) 旅行券を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- (2) 換金性の高い金券等（各種有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等）や、たばこ、切手、印紙の購入
- (3) その他委員会が相応しくないと認めるものの支払い

6 旅行券の換金

- (1) 旅行券の換金期間

令和2年10月9日（金）～令和3年4月15日（木）

※換金期間を過ぎた旅行券の換金は一切できませんのでご注意ください。

- (2) 換金請求窓口

安芸高田市商工会

- (3) 換金請求方法

取扱加盟店は、受け取った使用済み旅行券裏面の所定の欄に、旅行券使用者名を記載するとともに自店印を押印するか署名をし、必要事項を記入した換金申込書（別途送付）を添付し、換金請求窓口に提出してください。

(4) その他

具体的な換金サイクル、換金方法の詳細は後日送付します「取扱マニュアル」をご確認ください。

7 取扱加盟店の遵守事項および責務

取扱加盟店は以下のことを守ってください。

- (1) 委員会が配付するポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できるなど、不正使用が明らかな場合は、旅行券の受け取りを拒否するとともに、その事実を委員会に報告すること。
- (3) 取引によって旅行券を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するために、旅行券裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
- (4) 取引によって取得した旅行券を再利用してはならない。
- (5) 取扱加盟店の自店換金を目的とした旅行券の購入・取得を禁止する。
- (6) 取引によって取得した旅行券の盗難・紛失については、取扱加盟店の責任・負担とする。
- (7) 旅行券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (8) 取扱加盟店の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
- (9) その他本事業の目的に反することをしない。

8 取扱加盟店の指定取り消し

取扱加盟店が以下のいずれかに該当する場合には、取扱加盟店の指定を直ちに取り消すとともに、委員会に損害を与えた場合には、その損害を委員会に対して弁償するものとします。

- (1) 虚偽その他の不正な手段で取扱加盟店登録申請があった場合
- (2) 募集要項の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員および安芸高田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等であることが判明した場合

9 辞退

本事業の取扱いを辞退しようとする取扱加盟店は、委員会に対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

10 お問い合わせ

安芸高田市「お得に旅行券」事業実行委員会

◆安芸高田市商工会

電 話：0826-42-0560

受付時間：9時～17時（土・日・祝日除く）

◆安芸高田市役所産業振興部商工観光課

電 話：0826-47-4024

受付時間：9時～17時（土・日・祝日除く）